

KPMG Insight

KPMG Newsletter

May 2014

監査を取り巻く最近の動き



cutting through complexity

Volume 6

監査を取り巻く最近の動き

有限責任 あづさ監査法人
パートナー 住田 清芽

昨年（2013年）に引き続き、監査基準が2014年2月に改訂されました。2014年の改訂は、金融商品取引法や会社法に基づく法定監査には影響がないため、2013年の監査における不正リスク対応基準の制定などのインパクトはないかもしれません。しかし、2014年の改訂は、独立監査人による監査の役割を監査の原点に立ち戻って考えさせる側面があります。

監査を巡っては、我が国だけでなく、米国や欧州でも様々な検討が現在行われています。本稿では、国際監査基準（ISA）を策定している国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会（IAASB）における最近の検討内容についても概観します。

なお、文中の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることを申し添えます。



すみだ さやか
住田 清芽
有限責任 あづさ監査法人
パートナー

【ポイント】

I 2014年2月の監査基準の改訂

- 2014年2月18日付で監査基準が改訂され、我が国の監査基準に基づいて、特別目的の財務諸表や、個別の財務表又は財務諸表項目等の監査が実施できることが明確化された。
- 監査対象が従来の一般目的の完全な一組の財務諸表だけではなく、多様性を有することになるため、監査意見の様式は、従来の財務諸表が財政状態等を適正に表示しているか否かに関する意見（適正性に関する意見）のほかに、財務諸表が当該財務諸表の作成にあたって適用された会計の基準に準拠して作成しているか否かに関する意見（準拠性に関する意見）の様式も認められることが明確化された。
- 改訂監査基準は、2015年4月1日以降に開始する事業年度または会計期間に係る監査から適用される。現在、日本公認会計士協会から実務指針が公表されている業務については、今後、監査報告書の見直しの必要性が検討され、必要に応じて、改正される見通しである。

II 監査役等と監査人との連携

- 2013年3月に公表された不正リスク対応基準および改訂監査基準では、監査役等と監査人の連携の重要性が強調されており、2014年3月期がこれら基準の適用初年度となる。
- 監査役協会と日本公認会計士協会は、連携を促進するために、2013年11月に「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」を改正した。

III 海外の監査を巡る動向

- 国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会（IAASB）や米国の公開企業会計監視委員会（PCAOB）から、2013年に監査報告書の情報提供を高める公開草案が公表されており、今後の動向が注目される。
- 監査を巡る様々な議論が海外で行われているが、共通しているのは、監査委員会の役割の強化である。

I 2014年2月の監査基準の改訂

1. 改訂の背景および経緯

2002(平成14)年の監査基準の大幅改訂時に、以下の「第一監査の目的」が設けられました。

第一 監査の目的

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

この監査の目的は、証券取引法(現在の金融商品取引法)に基づく開示制度を前提として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される完全な一組の財務諸表(一般目的の財務諸表)に対して適正性に関する意見を述べることを監査の目的として記載しています。一方、監査基準の前文では、「改訂基準における監査の目的が示す枠組み及びこれから引き出されたそれぞれの基準は、証券取引法に基づく監査のみならず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査など、財務諸表の種類や意見として表明すべき事項を異にする監査も含め、公認会計士監査のすべてに共通するものである」と記載していました。これは、当時の商法監査では適法意見が述べられていたことから、前文において、監査意見は必ずしも適正性に関する意見に限定するものではないことを示すとともに、証券取引法以外の監査においても監査の枠組みは変わらず、公認会計士が行うすべての監査に監査基準が適用されることを示していました。

本来、監査のニーズは、様々な種類の財務報告において生じます。何らかの目的のために資金が提供された場合、資金提供者は、提供した資金がどのように使用され、現状どのような状態であるかについて、資金を受領して業務を執行している者に報告を求めます。その際、業務執行者の財務報告が信頼できるものであるか否かについて、独立の第三者が確かめ、その結果を報告するというのが監査に求められている機能です。このような独立の第三者による監査のニーズは、金融商品取引法や会社法という法定監査だけでなく、様々なタイプの財務報告に対して生じます。たとえば、契約書により、契約当事者の一方が他方に対して、入手したい財務情報を指定し、それに基づき特別に作成される財務諸表に対して監査を求めるようなケースが考えられます。その際に求められる財務情報は、金融商品取引法や会社法で求められる制度会計と

同じである必要は必ずしもなく、当事者のニーズに合わせて設計できるという特徴があります。特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された会計の基準に準拠して作成された財務諸表を特別目的の財務諸表と呼びます。

このような多様な財務情報に対する監査については、国際監査基準(ISA)や米国公認会計士協会(AICPA)が公表する監査基準(SAS)では取扱いが定められているものの、我が国の監査基準においては位置付けが明確ではありませんでした。2011年に、東日本大震災の際に集められた義捐金の収支計算書に対して我が国の監査基準に基づく監査報告書が発行できるか否かが曖昧であったことをきっかけに、企業会計審議会において位置付けを明確化する必要性が認識されるようになりました。

以上を背景として、企業会計審議会の監査部会は、2013年6月より特別目的の財務諸表等の監査に関する審議を開始し、2013年11月の公開草案を経て、2014年2月に「監査基準の改訂に関する意見書」が企業会計審議会から公表されました。

2. 主な改訂点

監査基準においては、一般目的の財務諸表(広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された会計の基準に準拠して作成された財務諸表)を対象にした適正性に対する意見表明が基本であることには変わりはないことから、監査基準の基本構造はそのまま維持し、特別目的の財務諸表等の監査における位置付けを明確にするため、4つの項が修正または追加されています(図表1参照)。

今回の改訂により、以下の3つの点について、我が国の監査基準における位置付けが明確化されました。

(1) 特別目的の財務諸表の概念の導入

今回の改訂により、「第一 監査の目的」に第2項が新設され、特別目的の財務諸表が監査対象になることが明示されました。また、特別目的の財務諸表の監査の場合、特定の利用者のニーズに適合した会計の基準に基づき作成された財務諸表であることから、監査契約の受嘱にあたり、当該会計の基準が特定利用者のニーズを反映した適切なものであるかどうかの受入可能性の検討をする必要があること(第三 実施規準一基本原則の8)と、監査報告書において他の目的には適合しないことがある旨等の注意喚起を記載する必要がある旨(第四 報告規準、八 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報)が追加されています。

(2) 個別の財務表や財務諸表項目等の監査の位置付け

貸借対照表等の個別の財務表や、資産、負債等の財務諸表の構成要素、または売上高、棚卸資産等の特定の勘定科目などの財務諸表項目等を監査対象とする監査が可能であること

が前文で示されました。これらの財務諸表を構成する部分的な財務情報の監査においても、監査基準に準拠して、単に個別の財務表または財務諸表項目等の検討にとどまることなく、監査意見を表明するために必要な範囲でリスク評価の実施および評価したリスクに対応する監査手続の実施が求められます。

(3) 準拠性に関する意見の導入

多様な財務情報に対する監査に対応するため、監査意見の様式に、従来の財務諸表が財政状態等を適正に表示しているか否かに関する意見（適正性に関する意見）のほかに、財務諸表が当該財務諸表の作成にあたって適用された会計の基準に準拠して作成しているか否かに関する意見（準拠性に関する意見）の様式も認められることが明示されました。

準拠性に関する意見は、適正性に関する意見と同様に、監査対象の財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て意見表明されるものであり、保証水準に差はありません。また、監査意見の表明にあたり、経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠しているか、継続的に適用しているか、および、経営者の会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについて判断しなければならない点も同じです。両者の相違は、財務諸表の表示方法が適切であるかどうかの判断にあたり、監査人に求められる評価の内容が異なる点にあります。準拠性に関する意見の場合は、財務諸表が表示のルールに準拠して必要な開示が行われているかどうかの評価のみを行えば良

いのに対して、適正性に関する意見の場合は、表示ルールへの準拠性の評価に加え、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解できるか否かの視点にたって、全体としての財務諸表が適切に表示されているか否かを俯瞰的に評価すること（監査基準の前文では、「一歩離れての評価」と表現されている）が求められます。この俯瞰的な評価は、基本的には、財務諸表が準拠している会計の基準に追加開示の要請がある場合に必要となります。会計の基準において、特に注記が求められる事項以外に、利用者が財務諸表を適切に理解するために必要な事項について注記を付す必要がある旨の追加開示の要請がある場合（たとえば、財務諸表等規則の第8条の5、会社計算規則の第116条）、財務諸表の作成者は、追加開示の検討を行うことが求められ、監査人も評価をすることとなります。

3. 日本公認会計士協会の対応

日本公認会計士協会は、監査基準の改訂に対応するため、公開草案を経て、2014年4月4日に監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」および同805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」および監査基準委員会研究報告「監査基準委員会報告書800及び805に係るQ&A」（以下、それぞれ「監基報800」、「監基報805」、「監基報800及び805に係るQ&A」という）を公表しています。

監査基準の実務指針である監査基準委員会報告書は、国

図表1 2014年改訂監査基準に追加された項（下線部分が今回の改訂点）

第一 監査の目的	2. 財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。
第二 一般基準	(変更なし)
第三 実施基準	一 基本原則 8. 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の監査に当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討しなければならない。
第四 報告基準	一 基本原則 1. 監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様にすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。 監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、すべての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。 監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。 八 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。 また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考える場合には、その旨を記載しなければならない。

際監査基準（ISA）のクラリティ・プロジェクト（監査人が実施する手続を要求事項と適用指針に分けて明瞭化を図るプロジェクト）を踏まえ、2007年から2011年末にかけて新起草方針に基づく改正が行われました。一般目的の財務諸表に対する監査の実務指針については、2013年3月期の監査から適用しています。今回追加公表された監基報800および805は、ISA800および805に対応するもので、特別目的の財務諸表や、個別の財務表又は財務諸表項目等の監査において他の監査基準委員会報告書に加えて特に考慮すべき事項を取りまとめたものです。

監基報800および805では、特別目的の財務諸表や、個別の財務表又は財務諸表項目等の例が示されています（図表2参照）。

監査基準委員会報告書では、財務諸表や財務諸表項目等に適用される会計の基準を「財務報告の枠組み」と呼んでいますが、財務報告の枠組みの分類（一般目的/特別目的、適正表示/準拠性）により求められる監査報告書の記載内容が異なることから、監基報800及び805に係るQ&Aにおいて、財務報告の枠組みの考え方について解説が提供されています。日本公認会計士協会では、各委員会において現行の監査報告書等の文例の点検を行い、必要に応じて各委員会報告書等の改正を今後行う予定としています。

4. 適用時期

監査基準の公開草案では、2014（平成26）年4月1日以後に発行する監査報告書から適用とされていましたが、特別目的の財務諸表の監査にあたっては、財務報告の枠組みの受入可能性の検討が必要であり、各監査事務所における品質管理の方針および手続の整備のための準備期間が必要であること、加えて、各業法による法定監査の場合は監督官庁との調整や省令等の改正が必要となる可能性もあることから、最終的には、改訂監査基準は、2015（平成27）年4月1日以降に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用となりました。ただし、監査基準及び監査基準委員会報告書のすべての要求

事項が適用可能である場合には、2014（平成26）年4月1日以後に発行する監査報告書から早期適用することも妨げないとされています（任意監査の場合）。

II 監査役等と監査人との連携

1. 2013年3月の不正リスク対応基準の設定および監査基準の一部改訂

2013年3月に企業会計審議会から公表された監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という）および一部改訂された監査基準は、2014年3月期の監査から適用されています。

不正リスク対応基準では、監査人に監査の全過程を通じて職業的懐疑心を発揮することを強調し、付録2として、日本における不正事例を踏まえた「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」が例示されています。監査の過程で「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」が識別された場合、監査人は「不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない」とされ、経営者の説明に合理性がないと判断した場合等において、「不正による重要な虚偽の表示の疑義」として取り扱い、当該「疑義」に関する十分かつ適切な監査証拠の入手が求められています。

このような「疑義」を含め、監査人は一定の要件に合致する不正の疑いを抱いた場合、監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という）に対し、適時に伝達して、監査を完了するため必要となる監査手続について協議することが求められています。監査役等との連携は、不正リスクへの対応に限定されるものではないことから、監査基準の「第三

実施基準」の基本原則7に、監査人は、監査の各段階において、適切に監査役等と協議する等、監査役等と連携を図らなければならないことが追加されました。

図表2 監基報800または805で示されている適用例

特別目的の財務報告の枠組みの例	個別の財務表または財務諸表項目等の例
<ul style="list-style-type: none"> ● 借入、組合出資またはプロジェクトの補助金等の契約書において定められている財務報告に関する取決め <ul style="list-style-type: none"> > 中小企業の会計に関する基本要領に従って作成した会計の基準 > 匿名組合契約書で定められた会計の基準 > 金融機関との合意に基づく会計の基準 > 会社法上の大会社に求められる会社計算規則とキャッシュ・フロー計算書に関する財務諸表等規則を組合せた会計の基準 ● 規制当局が、監督上、必要な事項を満たすように設定した財務報告に関する規則等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の財務表 <ul style="list-style-type: none"> > 会社計算規則に基づき作成した貸借対照表 > 財務諸表等規則に基づき作成したキャッシュ・フロー計算書 > 災害義捐金等の資金収支計算書 > 規制料金業種における事業部門別収支計算書 ● 財務諸表項目等 <ul style="list-style-type: none"> > 納入明細表 > ロイヤルティー契約に基づく特定商品の売上高計算書

※いずれも、重要な会計方針の要約と関連するその他の注記を含む。

2. 「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」

このような動きを受けて、公益社団法人日本監査役協会と日本公認会計士協会は、「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」について見直しを行い、2013年11月7日付で「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」を公表しています。

この研究報告は、2004年12月に、証券取引法上のディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた取組の1つとして「コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実」が掲げられたことを契機に公表されていたのですが、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向けて、監査役等と監査人は相互の連携に努め、それぞれの職責を果たしていく必要があるとする両協会の認識に基づき、改正されたものです。

主な改正点は、以下のとおりです。

- 研究報告の「2. 監査役等と監査人との連携の必要性と効果」において、監査役等と監査人は、それぞれの監査の目的を達成するために、相互の信頼関係を基礎としながら、緊張感のある協力関係のもとでの適切な連携を図ることが必要であること、特に、経営者が関与する不正な財務報告を防止し、適切に対応するためには両者の連携が重要であることが明記されている。
- 両者の連携を深めるためには、日頃のコミュニケーションが緊密に行われることが重要であることから、お互いの立場や役割、どのような指針に従って行動しているかについて改めて相互理解を促進するため、両協会が連携に関連してそれぞれの会員に向けて公表している実務指針の一覧を提供している。
- 前回の改正時点（2009年7月）以降に両協会がそれぞれ行った実務指針等の改正内容が反映されている。前述の監査人向けの監査基準の改訂および新起草方針に基づいて改正された監査基準委員会報告書に基づき、監査役等とコミュニケーションが求められている主な事項が監査の各段階に分けて例示されている。
- 監査人に関する重要な事項として、第三者によるレビューや検査結果等を監査役等に伝達することが示され、日本公認会計士協会から公表されている「監査役等への品質管理レビューの結果の通知及び公認会計士・監査審査会の検査結果の開示について」（平成25年10月4日付け）への参照が付されている。

監査役協会では、研究報告の改正を受けて、一層の連携強化を図るため、2014年4月16日付で「会計監査人との連携に関する実務指針」を改正しています。

III 海外の監査を巡る動向

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、国際監査基準（ISA）や国際レビュー基準（ISRE）等を開発している審議会です。IAASBは、高品質でグローバルに受け入れられる基準開発を進めることにより、公共の利益（Public Interest）に貢献することを目的として掲げており、証券監督者国際機構（IOSCO）、世界銀行、バーゼル委員会、監査監督機関国際フォーラム（IFIR）等のグローバルな監査機関からの要請を反映しながら、基準開発活動を行っています。

IAASBが現在取り組んでいる主なプロジェクトについて、以下簡単にご紹介します。

1. 監査報告書の変革

現在の短文式の監査報告書は、監査人の結論である監査意見を伝達することに主眼をおき、定型的な内容となっています。この定型的な監査報告書に対しては、監査意見は依然として有益ではあるものの、利用者の情報ニーズに適合しておらず、監査報告書の情報提供機能をもっと高めるべきという指摘があります。監査報告書のあり方については、監査対象の財務諸表に会計上の見積りの要素が増加し、財務諸表が複雑化・高度化するにつれて常に議論の対象になっていたものの、2008年のリーマンショックの前後から特に注目を集めようになりました。IAASBは、20011年と2012年の2回にわたりコンサルテーション・ペーパーを公表して広く意見を求める、寄せられたコメントを踏まえ、2013年7月に、監査報告書の記載内容に関する国際監査基準（ISA）を改正する公開草案を公表しています（コメント期限は2013年11月22日）。

公開草案では、上場会社の監査報告書においては、監査意見に加えて、「監査上の主要な事項（Key Audit Matter）」の記載を求める内容となっています。「監査上の主要な事項（Key Audit Matter）」は、監査人が監査の過程で最も重要であると判断した事項とされ、監査役等に重要な事項として伝達が求められている事項から、監査人が特に注意を払った領域を考慮して選択・決定するとされています。監査報告書に「監査上の主要な事項（Key Audit Matter）」を記載することにより、財務諸表に含まれる重要な領域（たとえば経営者の判断が介在する領域）についての利用者の理解を促進し、また、監査の透明性を高めることが便益として期待されています。さらに、財務諸表の利用者と、経営者または監査役等との対話を深める基礎となること等を通じて、直接・間接的に財務報告の質の向上に寄与することが期待されています。

IAASBは、現在、公開草案に寄せられたコメントを分析中ですが、2014年中には最終版を公表する予定としています。また、米国の公開企業会計監視委員会（PCAOB）からも、監査報告書の記載内容に関する同様の公開草案が2013年8月に公表されています。2014年4月上旬にPCAOBによりラウンドテーブルが開催され、賛否両論、様々な議論が行われています。

監査報告書の記載内容については、欧州委員会（EC）が2010年10月に公表した監査に関するグリーン・ペーパーにおいても、英国における改革やフランスにおける長文式監査報告の実務を踏まえ、見直しの提言が織り込まれていました。2011年11月に法定監査指令の改正案と社会的影響度が高い事業体（Public Interest Entities: PIE、上場会社や金融機関を含

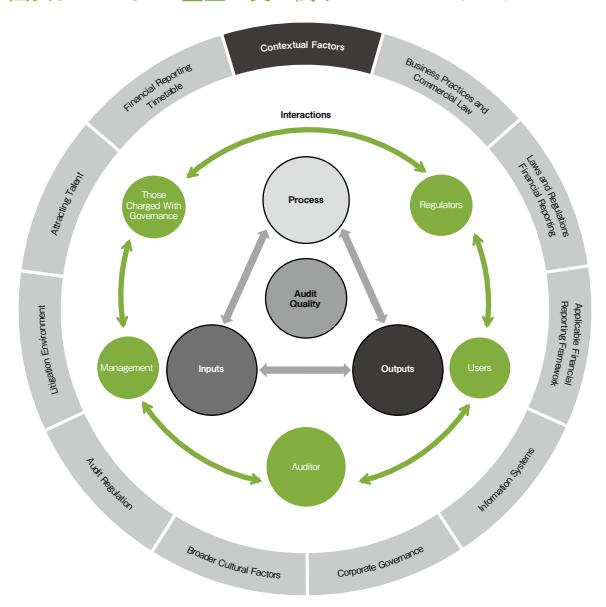
む)の監査に関する新規則の案が公表されていましたが、調整過程を経て、2014年4月3日付で2つの案の修正案が欧州議会で承認されました。これら承認された2つの案には、監査の様々な局面における変革が含まれていますが、PIEの監査報告書の記載内容に関する規定が含まれています。規則案では、誤謬又は不正による重要な虚偽表示リスクのうち最も重要と監査人が判断したリスクの内容とそれらリスクに対する監査人の対応、および場合によっては当該リスクに関する監査人の重要な見解(key observations)を記載することが織り込まれています。また、監査人は被監査会社の監査委員会に対して、書面で監査の結果に関する報告書(独立性に関する確認、適用した監査メソドロジーの内容、重要性の基準値、内部統制の重要な不備等を含む)を提出することを義務付け、加盟国は法令により、監査委員会が当該監査人の報告書を外部の第三者に開示することができるとされています。

このような監査報告書の改革については、我が国においても、企業会計審議会の監査部会の今後の検討課題として掲げられています。我が国に導入されるか否かは、欧州および米国の状況を勘案しつつ、IAASBによる国際監査基準の改正を待って、今後、本格的な議論が行われていくことになると思われます。

2. 監査の質に関するフレームワーク (A Framework for Audit Quality)

日本だけでなく、世界中で、会計不正が発生する都度、監査の強化が図られてきました。企業活動や資本市場のグローバル化が加速する現代においては、会計不正の影響は一国内にとどまらないため、会計や監査は世界共通の社会インフラと

図表3 IAASB 監査の質に関するフレームワーク



出所：IAASB "A Framework for Audit Quality"

みなされるようになってきています。

「監査の質」については、様々なステークホルダーにより議論されてきましたが、必ずしも共通の定義がなかったことから、IAASBでは、公開草案を経て、2014年2月に「監査の質に関するフレームワーク」を公表しています。高品質の監査を提供する責任はもちろん監査人にありますが、監査の質は、財務報告プロセスに係る関係者(経営者、企業統治責任者、利用者、規制当局等)との相互作用の影響を受け、関係者の適切な協力関係が保たれている環境において最も達成されうるものとしています。本フレームワークは、監査の質に影響を及ぼす要素を、インプット、プロセス、アウトプット、財務報告プロセスの関係者の相互作用の影響、環境要因のカテゴリーに分けて分析しています(図表3参照)。

3. IAASBの2015-2016の作業計画案

IAASBは、2015-2016の2年間の作業計画に関する公開草案を公表し、焦点を当てるべき領域を検討しています。公開草案では、2014年中に監査報告のプロジェクトが完了するという前提で、以下の3つのプロジェクトに取り組むこととしています。

- ・ 職業的懐疑心(監査の重要局面において懐疑心を適切に発揮できるようにするための検討)
- ・ 監査の品質管理(審査、専門家の利用、「監査の質に関するフレームワーク」に示された監査の質を高める要因(監査事務所の統制環境、必要なリソース・時間の確保等)の検討)
- ・ 銀行の監査における考慮事項(バーゼル委員会からの要請を踏まえ、銀行監督当局と外部監査との連携や、銀行監査特有の論点の検討)

IV おわりに

監査を巡っては、世界中で何かしらの議論がされています。前述の2014年4月に欧州議会で承認された社会的影響の高い事業体(PIE)に対する監査に関する規則案には、監査人の独立性や監査の透明性を高めるための様々な方策が織り込まれています。米国においても、より良い監査に向けて様々な提言がなされています。

日本を含め、このような取組みで共通しているのは、監査役等(ガバナンスを担う者)の役割を強化する方向性です。より良い財務報告を提供するという共通の目標に向かって、経営者と監査役等と監査人が緊張感を持って協働することが財務諸表の利用者から求められていると考えられます。

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.